

\*特に区別を要する場合を除き、上場会社・3月決算会社・監査役会設置会社をモデル事例とする。

## Q20 監査等委員会設置会社における重要な業務執行の決定の委任

Q 監査等委員会設置会社において、これまで取締役会付議事項であった重要な業務執行の決定を取締役に委任する場合、どのような方法があるでしょうか。

A

取締役会で委任の相手方となる取締役の役職を指定して決議する方法が一般的ですが、このほか、委任の相手方となる取締役個人を特定して取締役会で決議する方法があります。

### 解説

#### 1 問題の所在

平成 26 年改正会社法により、株式会社の新しい機関設計として導入された監査等委員会設置会社においては、取締役会は会社の業務執行者の監督を行うことが重視されており、社外取締役が取締役の過半数である場合または定款に定めがある場合には、重要な業務執行の決定の多くを取締役に委任することが認められています（会社法 399 条の 13 第 5 項・6 項）。この点、会社法には取締役への委任の方法等についての定めが置かれていないため、どのような方法により委任をすることができるか、その方法が問題となります。

#### 2 取締役への委任方法と留意点

監査等委員会設置会社において、重要な業務執行の決定を取締役に委任をする場合は、上記 1 のとおり、社外取締役が過半数であるか、定款に委任できる旨の定めがあることが必要であり、そのうえで次のような方法で委任することが考えられます。

- ① 特定の個人ではなく、代表取締役や業務執行取締役などの役職に選任された者を指定して委任する
- ② 特定の取締役個人を指定して委任する

上記①の場合は、

ア 特定の職位にある取締役に対して委任する旨（たとえば、「代表取締役に対して譲受価格●億円以下の他社株式譲受の決定を委任する」）

の取締役会決議をする場合、

イ 取締役会規程に定められた取締役会の付議事項以外を、取締役への委任事項とみなす場合

が考えられますが、上記イの場合は、疑義を避けるため、取締役会規程上の取締役会の付議事項の部分に、「その他の事項は当社代表取締役に委任する」などと明記しておくことが考えられます。

また、上記②の場合は、特定の個人を指定して委任する旨（たとえば、「代表取締役●●氏に対し、取引銀行から●億円以下の融資を受けることの決定を委任する」）の取締役会決議を行うこととなりますが、②の方法は実務的にはまれなケースと考えられます。

#### <取締役会規程の定め方の例>

第●条（付議事項）

取締役会は次の事項を決議する。

- (1) 会社の運営に関する基本方針
- (2) 内部統制システムの整備
- (3) 経営計画
- (4) ……

2. 取締役会は、重要な業務執行の決定のうち前項各号のいずれにも該当しない事項を取締役社長に委任する。

#### 〔参考資料〕

- ・ 田中亘『会社法〔第4版〕』（東京大学出版会、2023）334頁～337頁
- ・ 中村直人編著『取締役・執行役ハンドブック〔第3版〕』（商事法務、2021）149頁～153頁